

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 7月 6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第73号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>大学（学校法人自治医科大学を除く。以下同じ。）</u>において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（<u>県内の病院（知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が指定するものに限る。</u>）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（奨学金の借受者の資格）</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1）<u>県内の高等学校を卒業した者（これに準ずる者として知事が別に定めるものを含む。）であつて、大学の医学を履修する課程に入学（国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）にあっては、県内における地域医療を志す者が入学する地域枠推薦入学に限る。）し、同課程に在学し</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>国立大学法人鳥取大学（以下「大学」という。）</u>において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（<u>県内の病院（知事が指定するものに限る。）</u>）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（奨学金の借受者の資格）</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1）大学の医学を履修する課程に入学（<u>県内における地域医療を志す者が入学する地域枠推薦入学に限る。）し、同課程に在学している者であること。</u></p>

ているものであること。

(2)及び(3) 略

(平成19年度における特例)

第2条の2 平成19年度において奨学金の貸付けを受けることができる者は、前条に規定するもののほか、鳥取大学に同条第1号の地域枠推薦入学以外の入学区分により入学し、かつ、医学を履修する課程に在学している者(奨学金の貸付申請時に第3学年から第5学年までの学年に在学している者に限る。以下「平成19年度特例者」という。)とする。

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる借受者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号の地域枠推薦入学により入学した者(以下「地域枠入学者」という。) 月額12万円

(2) 前号に掲げる者以外のもの 月額10万円

2 奨学金の貸付期間は、大学に入学した日の属する月(平成19年度特例者及び鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に在学している者(奨学金の貸付申請時に第2学年から第5学年までの学年に在学している者に限る。以下この項において「県外在学生」という。))にあっては、奨学金の貸付申請を行った日の属する年の4月)から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付金の総額は、72月分(平成19年度特例者及び県外在学生にあっては、72月から奨学金の貸付申請時に在学している学年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分。第7条において同じ。)を限度とする。

3及び4 略

(貸付けの条件)

第6条の2 知事は、前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知をするときは、次の各号に掲げる借受者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を付するものとする。

(1) 鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に在学する者(以下「県外在学生」という。) 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかった場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受けることができない

(2)及び(3) 略

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、月額12万円とする。

2 奨学金の貸付期間は、大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付金の総額は、72月分を限度とする。

3及び4 略

場合は、この限りでない。

(2) 平成19年度特例者 鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。ただし、災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該カリキュラムを受講できない場合は、この限りでない。

第8条の2 知事は、前条第1項の規定によるほか、奨学生（平成19年度特例者及び県外学生に限る。次項において同じ。）が第6条の2の規定により付された貸付けの条件に違反したときは、当該条件に違反することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切ることができるものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けを打ち切ったときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

(貸付金の返還)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。

(1) 第8条第1項又は第8条の2第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(2)及び(3) 略

(4) 臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあっては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が6年を超える場合にあっては、6年））以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなると認められるとき。

(届出)

(貸付金の返還)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。

(1) 第8条第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(2)及び(3) 略

(4) 臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなると認められるとき。

(届出)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届(様式第6号)
- (2) 休学したとき 休学届(様式第7号)
- (3) 停学又は除籍の処分を受けたとき 停学(除籍)届(様式第8号)
- (4) 復学したとき 復学届(様式第9号)
- (5) 退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき 退学(転学部、転学科)届(様式第10号)
- (6) 大学を卒業したとき 卒業届(様式第11号)
- (7) 医師免許を取得したとき 免許取得届(様式第12号)
- (8) 臨床研修(初期研修)を開始したとき 臨床研修(初期研修)開始届(様式第13号)
- (9) 臨床研修(初期研修)を修了したとき 臨床研修(初期研修)修了届(様式第14号)
- (10) 病院等において医師の業務に従事したとき(就業場所を変更した場合を含む。) 就業届(様式第15号)
- (11) 就業場所を退職したとき 就業場所退職届(様式第16号)
- (12) 医師の業務を廃止したとき 業務廃止届(様式第17号)
- (13) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第18号)

2及び3 略

様式第1号(第5条関係)

奨学金貸付申請書

職 氏 名 様

奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

㊞

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。 氏名(住所)変更届(様式第6号)
- (2) 休学したとき。 休学届(様式第7号)
- (3) 停学又は除籍の処分を受けたとき。 停学(除籍)届(様式第8号)
- (4) 復学したとき。 復学届(様式第9号)
- (5) 退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき。 退学(転学部、転学科)届(様式第10号)
- (6) 大学を卒業したとき。 卒業届(様式第11号)
- (7) 医師免許を取得したとき。 免許取得届(様式第12号)
- (8) 臨床研修(初期研修)を開始したとき。 臨床研修(初期研修)開始届(様式第13号)
- (9) 臨床研修(初期研修)を修了したとき。 臨床研修(初期研修)修了届(様式第14号)
- (10) 病院等において医師の業務に従事したとき(就業場所を変更した場合を含む。)。 就業届(様式第15号)
- (11) 就業場所を退職したとき。 就業場所退職届(様式第16号)
- (12) 医師の業務を廃止したとき。 業務廃止届(様式第17号)
- (13) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき。 連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第18号)

2及び3 略

様式第1号(第5条関係)

奨学金貸付申請書

職 氏 名 様

奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

大学名	
学部・学科・ 課程名	
学年	
入学区分 (該当するものにレ印をしてください。)	地域枠推薦入学 一般入試又は一般推薦入学
貸付希望期間	年 月分から 年 月分まで

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
氏名 ⑩
本人との関係

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり債務を保証します。

保証人 住所
氏名 ⑩
本人との関係

電話番号

貸付希望期間	年 月分から 年 月分まで
--------	---------------

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
氏名 ⑩
本人との関係

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり債務を保証します。

保証人 住所
氏名 ⑩
本人との関係

附 則

この規則は、公布の日から施行する。